



資料編



資料 1 個別具体の施策

〈緑の保全と活用のための施策〉

1) 緑地の保全・活用

- 良好な生態系や都市環境を維持・創出していくために、樹林地や農地、河川・海岸・潟などの自然のみどりの保全を推進します。
- 保全した緑を市民や企業、行政が協働して良好に管理していきます。また同時に、市民へ開放できる緑は、休憩やレクリエーションの場として積極的に活用していきます。

① 樹林地・その他まとまった緑の保全

【既存の制度】

施策名	施策の概要	現況	摘要
1 風致地区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市の風致を維持するため、「都市計画法」に基づき指定する。 ○ 造成や建築などの行為に一定の制限をかけることで、既存の緑地の保全を図る。 (指定要件) 都市の風致を維持するために優れた景観（樹林など）が残る地区 (規制行為) 建築物などの新築・改築または移転、宅地の造成・土地の開墾・その他の土地の形質の変更、木竹の伐採、土石の採掘、水面の埋立または干拓、建築物などの色彩の変更 (現在の指定地) 新潟海浜風致地区、白山風致地区、第一秋葉風致地区、第二秋葉風致地区	指定実績/ 4地区、270.4ha	住環境政策課
2 自然公園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国の優れた自然の風景の保護及び利用の増進を図るため、「自然公園法」に基づき指定する国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称である。 ○ 新潟市には、佐渡弥彦米山国定公園があり、造成や建築などの行為について一定の制限がある。 (指定要件) 我が国の風景を代表するに足る自然の風景を有する地域。風致・景観の状況及び農林漁業活動の状況から、特別保護地区、地区別地域（第1種、2種、3種）、普通地域に分けて指定 (規制行為) 工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採、鉱物の採取または土石の採取、河川などの水位又は水量の増減、汚水または廃水の排水、水面の埋立又は干拓、土地や海底の形状の変更、植物の採取または損傷、広告物の表示、建築物の色彩など	指定実績/ 佐渡弥彦米山国定公園 29.464ha	公園水辺課
3 保安林	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水源の涵養や土砂の流出、崩壊の防止、公衆の保健、風致の保存などを図るため、「森林法」に基づき指定する。 ○ 立木の伐採、造成などの行為について強い制限がある。 (指定要件) 水源涵養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、防雪・防霜、なだれ防止、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健、風致、干害の17の目標あり (規制行為) 立木の伐採・損傷、家畜の放牧、下草・落葉・落枝の採取、土石・樹根の採掘、開墾、その他の土地の形質の変更 (助成等) 固定資産税などの非課税など	指定面積/ 1,093ha	水産林務課

施策名	施策の概要	現況	摘要
4 地域森林計画対象民有林	<ul style="list-style-type: none"> ○ 里山の保持培養と里山生産力の増進を図るため、「森林法」に基づき里山の整備保全に関する計画を定めた区域。 ○ 開発行為について一定の制限あり。 (許可の対象) ゴルフ場・レジャー施設・工場・宅地・農用地・道路などの設置及び造成。木石などの採掘、その他の里山の形質を変更する行為。 (開発行為の規模) 開発面積が1haを超える（道路の新設・改築は幅員3m以上）もの (残置緑地等の基準) 住宅地16%以上、工場25%以上、ゴルフ場（5ha以上で40%以上）、別荘地（60%以上）	指定面積/ 森林面積5,468ha (うち保安林面積は、1,093ha)	水産林務課

【今後活用を検討する制度】

施策名	施策の概要	現況	摘要
6 緑地保全地域制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 里地、里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全するもの。「都市緑地法」に基づき、「都市計画法」における地域地区として緑地保全地域を位置づける。 (市決定) (指定要件) 無秩序な市街化の防止又は公害もしくは災害防止のために適正に保全する必要がある緑地。地域住民の健全な生活環境を確保するために適正に保全する必要がある緑地。 (規制行為) 建築物その他工作物の新築、改築又は増築、宅地の造成・土地の開墾・土石の採取・鉱物の採取、その他の土地の形質の変更、木竹の伐採、水面の埋立または干拓など		公園水辺課
7 特別緑地保全地区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 良好な自然環境を形成している緑地を現状凍結的に保全するため、「都市緑地法」に基づき指定する。 ○ 造成や建築などの行為に強い制限があり、その代償として土地の買い取り制度がある。 (指定要件) 良好な自然環境を形成している樹林地及び神社・寺院などの歴史建造物と一体となって伝統的・文化的意義を有する緑地で、面積は500㎡以上。 (規制行為) 建築物などの新築・改築・増築、宅地の造成・土地の開墾・土石の採取・鉱物の採取、その他の土地の形質の変更、木竹の伐採、水面の埋立または干拓など (助成等) 都市計画税、固定資産税相当額の助成、相続延滞利子税の引き下げなど		公園水辺課
8 市民緑地制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民有地緑地の保全及び利用の推進を図るため、「都市緑地法」に基づき、地方公共団体などが土地所有者からの申出により契約を締結し、市民が利用する緑地として市が設置・管理するもの。 (指定要件) 良好な樹林地300㎡以上 (指定期間) 5年以上 (助成等) 一定条件により、都市計画税、固定資産税の非課税と相続税の評価減あり		公園水辺課

施策名	施策の概要	現況	摘要
9 管理協定制度	<p>○ 特別保全地区などの土地所有者と市が協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行うもの。これにより、土地所有者の特別緑地保全地区などの管理の負担を軽減することができる。「都市緑地法」に基づく。</p> <p>(締結内容) 土地の区域、管理に関する事項、必要とされる施設の整備にかんする事項、有効期間、違反した場合の措置など</p> <p>(メリット) 管理負担の軽減、土地所有コストの軽減(特別緑地保全地区による評価減に加え、貸付期間20年以上の場合さらに2割評価減)、緑地環境整備総合支援事業における緑地の公開に必要な施設整備が国の補助対象となる。</p>		公園水辺課

② 名木・大木、貴重な樹林等の保全

施策名	施策の概要	現況	摘要
1 保存樹などの指定	<p>○ 大木や名木または樹木の集団を保存していくため、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき指定する樹木。</p> <p>○ 「新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例」に基づき、管理費の助成を行っている。</p> <p>(指定要件) 健全かつ樹容が美観上優れた樹木または樹木の集団。高さ1.5mにおける幹周り1.2m以上または高さ12m以上、など。</p> <p>(助成等) ・ 保存樹：一本あるいは一株につき5,000円/年 ・ 保存樹林：10円/㎡(上限100,000円) ・ 保存樹木の集団(生垣)：150円/m</p>	<p>指定実績 (平成19年度) ・ 保存樹木 252本 ・ 保存樹林指定面積 24,935㎡</p>	公園水辺課
2 文化財(史跡・名勝・天然記念物)	<p>○ 「文化財保護法」に基づき指定する歴史・学術や鑑賞上価値の高い環境など。国、県、市指定があり、造成や建築などの現状変更について、強い制限がある。</p> <p>(指定要件) 歴史上・学術上価値の高い遺跡(貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅など)、芸術上・鑑賞上価値の高い名勝地(庭園、橋梁、溪谷、海峡、山岳など)、学術上価値の高い動物(生息地などを含む)、植物(自生地などを含む)、地質鉱物(特異な自然現象地を含む)</p> <p>(規制行為) 建築物などの新築・増築・移転・除却、建築物などの修繕・模様替え・色彩の変更などの外観の変更、宅地の造成その他の土地の形質の変更、木竹の伐採、土石の類の採取、その他法令で定めるもの。</p>	<p>指定実績 ・ 国指定 7件 ・ 県指定 7件 ・ 市指定 58件</p>	歴史文化課
3 景観重要樹木の指定	<p>○ 地域のランドスケープになる景観上重要な樹木を積極的に保全するため「景観法」に基づき指定。所有者などの適正な管理義務や、現状変更に関して許可が必要になるなど強い制限がある。</p> <p>(指定要件) 地域の自然、歴史、文化などからみて、建造物の外観又は樹容が景観上の特徴を有し、景観計画法区域内の良好な景観の形成に重要なものであること、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであることなど。</p>		住環境政策課

③ 農地の保全と活用

施策名	施策の概要	現況	摘要
1 農業振興地域制度	<p>○ 農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与するため、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、都道府県知事が、農業振興地域を指定し、指定を受けた市町村は、農業振興地域整備計画を定める。農業振興地域整備計画では、農用地として利用すべき土地の区域(農用地区域)のほか、農業生産基盤の整備開発計画や農用地等の保全計画などが定められる。</p> <p>(土地利用の制限) 農用地区域内の土地については、優良農地等の保全と有効利用を図るため、農地転用の制限、開発行為の制限等の措置がとられる。</p>	<p>農用地利用計画面積(平成20年3月末) 1 農業振興地域/ 58,635ha (1) 農用地区域/ 31,501ha 農地/31,211ha (ア) 田/28,197ha (イ) 畑/2,235ha (ウ) 樹園地/ 773ha (エ) 採放牧地/ 6ha (2) 農業用施設用地 69ha (3) 山林原野/ 221ha</p>	農業政策課
2 農業の活力を生む人・水・土づくり	<p>○ 持続可能な農業を確立するため、農業者だけでなく地域ぐるみで農地などの資源や農村環境を守る活動を支援するとともに、稲作以外の収益性の高い農業への転換を進めるための基盤整備をする。</p> <p>(事業名) ① 水田営農活性化基盤整備事業 ② 農地・水・環境保全向上対策事業</p>		農村整備課
3 農業用施設の利活用	<p>○ 農業用排水路に年間を通して一定水量の通水を行うことにより水質浄化を図るとともに、多様な水生動植物や野鳥の棲みやすい水辺環境づくりを進め、水鳥飛び交う田園環境を構築する。</p> <p>(事業名) 環境用水利活用促進事業</p>		農村整備課
4 魅力ある田園集落づくりの推進	<p>○ 各集落内の土地利用計画などの集落づくり計画を作成し、農業の振興をはじめとして、自然環境の保全や景観形成など、住民主体による魅力ある集落づくりを進めます</p> <p>(事業名) 田園集落づくりの推進 (活動組織等の設置、計画作成、集落づくり活動、事業の実施)</p>		都市計画課

④ 海岸林・里山の保全と活用

施策名	施策の概要	現況	摘要
1 海岸林・里山の保全と活用のための事業	<p>○ 海岸林・里山における市民などとの協働による管理、保全、活用の取組の実施。</p> <p>(事業内容) ① 里山保全活用事業【秋葉区】 ② 秋葉公園整備事業【秋葉区】 ③ 保安林保護管理事業【北区・西区・西蒲区】 ④ 角田、多宝山森林環境保全活用事業【西蒲区】</p>	<p>【秋葉区】 平成17年度 にいつ丘陵里山保全活用基本計画を策定 【西蒲区】 平成20年度 角田山・多宝山保全活用基本計画を策定 【保安林保護管理事業】 平成19年度巡視実績(西蒲区内の保安林を除く) 144回 (12人×12回)</p>	水産林務課

⑤ 河川・潟等の湖沼の保全と活用

施策名	施策の概要	現況	摘要
1 水と緑を活かした自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ ラムサール条約登録湿地である佐潟や福島潟・鳥屋野潟など優れた湿地環境の保全と活用を図るための事業。 (事業内容) 湿地等自然環境保全事業 【佐潟】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐潟周辺自然環境保全計画に基づく連絡協議会の開催 ・ ラムサール条約登録湿地関係市町村会議による湿地の保全や賢明な利用についての情報交換 ・ 佐潟水鳥・湿地センターによる催しの開催 【福島潟】 <ul style="list-style-type: none"> ・ ラムサール条約への登録に向けての庁内連絡会議の設置 ・ ビュー福島潟による湿地に関連する催しの開催 【鳥屋野潟】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥屋野潟野鳥観察舎設置事業 		環境対策課
2 河川浄化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 湖沼の原風景として相応しい水辺の植物を保全し、動物の生息、生育空間としての多様性を向上させるとともに、水の富栄養化を進行させない維持管理を行なう。 ○ 河川を始めとする市内各水域において、水生植物の適正管理を図るとともに、下水道整備の促進による水質浄化に努め、透明度の向上により親水性を確保する。 (主な事業) ① 湿地等自然環境保全事業（佐潟） ② 鳥屋野潟水質改善事業 ③ 公共下水道事業 		環境対策課 下水道計画課

⑥ その他、環境全般の保全と活用

施策名	施策の概要	現況	摘要
1 市民・事業者との協働による温室効果ガスの削減	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民、事業者とともに温暖化対策実行計画を推進し、温暖化の原因であるCO₂の削減に努めます。 ○ 大学、市民団体、事業者などと連携して、環境問題に関する学習機会を充実させます。 (事業内容) 地球温暖化対策推進事業 		環境対策課
2 環境影響評価制度導入事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 豊かな自然環境の保全とともに、人々が生活を営む上での様々な快適環境の保全も視野に入れ、これらに著しい影響を及ぼす恐れのある事業の環境影響評価の制度も新たに導入する。 		環境対策課

〈緑の創出のための施策〉

1) 都市公園の整備

- 誰もが使いやすい公園づくりをめざし、市民との協議を重ねながら、住民主体の公園づくりを進めます。
- 当面の目標として平成26年に向けて、市民一人あたりの都市公園面積12.8㎡/人を確保します。
- 週末利用や都市の防災拠点となる大規模な公園の整備を進めます。
- 既設の公園においても、公園の拡張や市民ニーズに応じた機能整備を進めます。

① 身近な公園（住区基幹公園）

施策名	施策の概要	現況	摘要
1 街区公園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主として街区内に居住するものの利用に供することを目的とする公園。 (施設規模) 0.25ha (新規設置公園) 街区公園整備事業（豊栄南インター地区・笹山地区）【北区】など 	整備実績/ 1,076箇所、 101.0ha	公園水辺課
2 近隣公園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主として近隣に居住するものの利用に供することを目的とする公園。 ○ 2～3小学校区に1カ所以上を原則として配置する。 (施設規模) 2.0ha (新規設置公園) ① 岩室ゆのさと公園整備事業【西蒲区】 ② 大通川公園整備事業【西蒲区】 ③ 升潟団地公園整備事業【西蒲区】 ④ やすらぎの森公園整備事業【南区】 ⑤ 大通黄金1号公園整備事業【南区】 ⑥ 秋葉公園整備事業【秋葉区】など 	整備実績/ 30箇所、62.0ha	公園水辺課
3 地区公園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主として徒歩圏内に居住するものの利用に供することを目的とする公園。 ○ 各区に2～3箇所を原則として配置する。 (施設規模) 4.0ha (既設公園) ① 白山公園 ② じゅんざい池公園 他 (新規設置公園) 横越中央公園整備事業【江南区】など 	整備実績/ 8箇所、40.2ha	公園水辺課

② 規模の大きな公園（都市基幹公園）

施策名	施策の概要	現況	摘要
1 総合公園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民全般の休息、鑑賞、遊技、運動など、総合的な利用に供することを目的とする公園。 ○ 山裾部や潟周辺など地域の自然・文化的特徴を活かした場所、あるいは広域的な利用が可能な場所に配置。 (既設公園) ① 西海岸公園 ② 佐潟公園 他 (新規設置公園) 総合公園整備事業（赤塚埋立処分場跡地整備）【西区】 	整備実績/ 9箇所、302.3ha	公園水辺課
2 運動公園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民全般の運動の用に供することを目的とする公園。 (既設公園) ① 鳥屋野運動公園 ② 城山運動公園 (新規設置公園) ① 太夫浜運動公園整備事業【北区】 ② みどり森の運動公園整備事業【西区】 	整備実績/ 2箇所、22.6ha	公園水辺課

③ 特定の用途・目的を有する公園（特殊公園）

	施策名	施策の概要	現況	摘要
1	交通公園	○ 主として道路交通のルールを学ぶ目的で作られた公園。 (既設公園) ① 鳥屋野交通公園	整備実績/ 1箇所、1.4ha	公園水辺課
2	歴史公園	○ 主として歴史を学ぶ目的のために作られた公園。 (既設公園) ① 的場史跡公園 (新規設置公園) 史跡古津八幡山遺跡整備活用事業【秋葉区】(再掲)	整備実績/ 1箇所、0.60ha	公園水辺課 歴史文化課
3	動植物公園	○ 主として動植物の生育・保護を目的として作られた公園。 (既設公園) ① さつき山公園 ② つばき公園	整備実績/ 2箇所、3.3ha	公園水辺課

④ その他の公園緑地

	施策名	施策の概要	現況	摘要
1	広域公園	○ 主として一の市町村の区域を越える広域レクリエーション需要を充足することを目的とする公園。 (既設公園) ① 県立鳥屋野潟公園 (事業内容) ① 県立鳥屋野潟公園整備事業【中央区】	整備実績/ 1箇所、77.5ha	県 公園水辺課
2	都市緑地	○ 都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るための緑地。 ○ 緑地保全地区などの地域制緑地の指定を調整しながら、都市内に適宜配置する。 (標準規模) 0.1ha。既成市街地などにおける良好な樹林地 ※植樹により都市に緑を増加または回復させ都市環境の改善を図るための緑地は0.05ha。 (既設緑地) 信濃川やすらぎ堤緑地、阿賀野川右岸緑地、新栗の木緑地 ほか (新たな候補地の条件) まちの中に独立して存在する緑地、まちの中における斜面地などの緑地、道路・鉄道・河川沿いなどの線的な緑地、官公庁・学校・社会福祉施設などと併設した面的な緑地など。 (新規設置緑地) ① 小阿賀野川緑地整備事業【江南区】 ② 阿賀野川フラワーライン【江南区】 ③ 小阿賀野川河川公園整備事業【江南区】 ④ 親水フラワーパーク整備事業【南区】 ⑤ 三川合流部河川公園整備事業【南区】 ⑥ 大通川公園整備事業【西蒲区】 ⑦ 阿賀野川水辺プラザ整備事業【秋葉区】 など	整備実績/ 46箇所、77.5ha	公園水辺課
3	緑道	○ 災害時における避難路の確保、まちにおける都市生活の安全性及び快適性の確保などを図ることを目的として、近隣住区または近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地。 (標準的な規模) 幅員10~20m (既設緑道) 東新潟西緑道 など	整備実績/ 7箇所、1.9ha	公園水辺課
4	公園安全・安心対策緊急総合支援事業	○ 障がい者などからの相談と必要な支援をつないでいく体制の充実を図るとともに、施設のバリアフリー化を進めるなど、誰もが安心して生活できる環境づくりを進める。		公園水辺課

2) 都市公園以外の施設等の公園的な整備

- 自然とのふれあい、歴史・文化とのふれあいなど、市民の多様なレクリエーションニーズに応えるとともに、地域のまちづくりのシンボルとなる空間や交流の場の創出を図るため、それぞれの施設本来の機能を確保しながら、公園としての機能も備えた施設整備を進め、様々な形で公共空間または公的空間に広場やオープンスペースなどを創出します。

① 道路空間内の公園的整備

	施策名	施策の概要	現況	摘要
1	道路敷地内のポケットパーク	○ 橋詰めや交差点部など、空間に余裕がある場所を利用して、歩行者の憩いの場として機能する小規模な公園的空間を整備する。 (既設公園) ① 宮所通ポケットパーク など		国、県 道路計画課 公園水辺課
2	歩行者空間内の緑創出	○ 広幅員の歩道など、空間に余裕のある道路において、交通機能を確保しながら緑豊かな歩道空間を整備する。 (既設箇所) ぶらり新潟まちめぐり整備事業、あんしん歩行エリア整備事業(事業名) ① ふれあい散策ロード整備事業(通船川河畔)【東区】 ○ みなとまち新潟と呼ぶにふさわしい潤いを与える水や緑を活かした街なかを実現するため、水と緑のみちづくりを推進します。 (事業名) ② 早川堀通り水と緑のみちづくり推進事業【中央区】		土木総務課 道路計画課 まちづくり推進課

② 河川・潟等の湖沼の公園的整備

	施策名	施策の概要	現況	摘要
1	水辺環境整備事業	○ 周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修により良好な水辺空間の形成を図るための整備事業。 (事業内容) ① 通船川総合流域防災事業【東区】	【阿賀野川交流センター(河川博物館)整備事業】 検討中 【通船川総合流域防災事業】 管理用通路を利用した遊歩道、植栽などを整備予定(～平成27年度)	県 土木総務課

③ 海岸・港湾等の公園的整備

	施策名	施策の概要	現況	摘要
1	港湾緑地などの整備	○ 港湾の景観保全や利用者の休息の場、レクリエーション機能を有する緑地空間を整備する。 (整備内容) ① 港湾緑地整備事業(信濃川左岸緑地整備、万代島緑地整備)【中央区】 ② 新潟港利用活性化事業【中央区】	整備実績/ 【信濃川左岸緑地整備事業】 下流側170mの整備(平成23年度完成予定) 【万代島緑地整備事業】 下流側240mについて緑地の整備(平成23年度完成予定)	県 港湾空港課

④ 民有地の公園的利用・オープンスペースの創出

施策名	施策の概要	現況	摘要
1 借地公園の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の人達の協力を借りて子供達のために健康で安全に遊ぶことのできる施設を作ることとする。 ○ 民有の遊休地を利用して、公園を整備して欲しいとの地元自治会からの陳情、要望を受けて整備する。 (設置条件) <ul style="list-style-type: none"> ・土地の使用が5年以上、広さは概ね200㎡以上 ・土地所有者の承諾が得られ、借地料は無料とする ・設置する土地及びその周辺が交通事故、自然災害等の危険性がなくこどもの遊び場として適当であること ・地域の多数の人達の協力を得て、児童の育成を積極的に図り施設の美化保全及び管理運営を責任をもって行なう体制ができてきていること 	主な実績/ 132箇所1.93ha	公園水辺課
2 総合設計制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地内に一定以上の空地を有し、かつ、その敷地面積の規模が一定以上である建築物で、市街地の環境の整備改善に資する良好な建築計画を有する建築物に対して、容積率制限や高さ制限、斜線制限などが緩和される制度。 この制度により、敷地内に歩行者などが自由に通行・利用できるオープンスペース（公開空地）が設けられる。 (公開空地の緑化基準) 原則として公開空地の30%	主な実績/14箇所	建築行政課
3 新潟市まちなか環境形成促進助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ まちなか環境の向上とまちなかのリニューアルを促進し、歩いて楽しいにぎわいのある街を実現するために、ユニバーサルデザインに配慮し、周辺環境や景観と調和した建築物や公開空地等を整備する事業で、一定の基準を満たすものに対し、その経費の一部を助成する制度 (助成内容) <ul style="list-style-type: none"> ・以下の項目に要した費用の2分の1以内で、予算の範囲内において助成 <ol style="list-style-type: none"> ① 設計費に要する費用 ② 公開空地等整備に要する費用 	主な実績/1箇所	市街地整備課

⑤ 農業とのふれあいの場づくり

施策名	施策の概要	現況	摘要
1 市民農園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然とのふれあいを求めるまちの住民にその機会を提供するため、レクリエーション活動として野菜類の栽培を行える農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける市民農園事業を実施する。 (整備実績) <ol style="list-style-type: none"> ① すこやか農園 ② 黒埼地区市民農園 ③ 濁川ふれあい農園 ④ 越前浜市民農園 (新規施設整備) <ol style="list-style-type: none"> ① (仮称) 農業体験型大規模公園整備事業【西蒲区】 	主な実績/ 4地区、35.170㎡ 今後、適正配置、開設方針などを検討	農業政策課 公園水辺課
2 農村・都市交流拠点施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業者・消費者にとって新潟ブランドの発信と学習ファームとしての役割を持った施設を整備する。 (新規施設整備) <ol style="list-style-type: none"> ① (仮称) 食と花のいいがた交流センター整備事業【中央区】 ② (仮称) アグリパーク・国際農業研究センター整備事業【南区】 		農村・都市交流施設整備課

〈緑化の推進のための施策〉

1) 公共公益施設の緑化

- 緑溢れるまちづくりを推進するため、道路や河川・海岸、公共公益施設の緑の質と量の向上を図ります。

① 道路の緑化

施策名	施策の概要	現況	摘要
1 街路樹等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな道路を計画する際は、緑化スペースにも配慮した幅員の確保に努める。 ○ 道路特性、地域特性を踏まえた街路樹を整備する。 ○ 緑の骨格を形成する幹線道路については、重点的に街路樹の整備を推進する。 ○ フラワーロード整備事業など、花育を通じて都市と農村の交流を生み出す。 		道路計画課 公園水辺課
2 幹線道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域拠点を結び、都心へ流入する通過交通を削減するとともに、災害に強い道路網を形成する。 (主な事業) ① (仮称) 新潟中央環状道路 など		道路計画課

② 河川・潟等の湖沼の緑化

施策名	施策の概要	現況	摘要
1 河川環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ まちの中の限られた水辺空間を自然との調和を図りながら水に親しめる環境として整備する事業。 (整備内容) <ol style="list-style-type: none"> ① 阿賀野川河川敷・福島潟放水路の景観整備【北区】 ② 新井郷川河川改修事業の推進【北区】 ③ 鳥屋野潟都市広域基幹河川改修事業【中央区】 ④ 信濃川本川下流改修事業【中央区】 		土木総務課
2 河川浄化事業 ※再掲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 湖沼の原風景として相応しい水辺の植物を保全し、動物の生息、生育空間としての多様性を向上させるとともに、水の富栄養化を進行させない維持管理を行なう。 ○ 河川を始めとする市内各水域において、水生植物の適正管理を図るとともに、下水道整備の促進による水質浄化に努め、透明度の向上により親水性を確保する。 (主な事業) <ol style="list-style-type: none"> ① 湿地等自然環境保全事業(佐潟) ② 鳥屋野潟水質改善事業 ③ 公共下水道事業 		環境対策課 下水道計画課

③ 公共施設・公益施設の緑化

施策名	施策の概要	現況	摘要
1 官公署施設の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域や地区の緑の拠点として、個性とランドマークとしての機能を有し、市民に親しまれる緑化を推進する。 (対象施設) 市役所、区役所、郵便局、消防署、警察署、保健所、市民センター、公民館、図書館、美術館など (新規整備箇所) ① 図書館建設事業【西蒲区】 ② 西区図書館整備事業【西区】 など ○ 学校施設や厚生施設の接道部、建物の壁面、敷地内などにおいて、緑豊かな都市環境形成及び学校教育や精神の安定に資する緑化を推進する。 (対象施設) 小学校、中学校、高等学校、大学、幼稚園、保育園、病院など ○ 各種文化施設の建物及び敷地内の緑化を推進し、市民の憩いの場としての有効利用を図る (新規整備箇所) ① (仮称) 豊栄文化会館建設事業【北区】 ② (仮称) 亀田文化会館建設事業【江南区】 ③ 横越地区公民館移転新築事業【江南区】 ④ 文化会館建設事業【秋葉区】 ⑤ 総合体育館建設事業【秋葉区】 ⑥ 新埋蔵文化財センター建設事業【西区】 など 		各所管課
2 各処理施設の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設本体のみならず、周辺地域の環境改善を図るため、処理施設の緑化を行う。 (対象施設) 下水処理場、清掃センター、浄水場、葬祭場、最終ごみ処理場など 		各所管課
3 駅前広場の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市や地域の玄関口として駅前広場の個性や利用者に潤いと安らぎを与える緑化の充実を図る。 (対象施設) ① 管内4駅周辺環境整備事業【北区】 ② 新潟駅周辺地区の整備【中央区】 など 		各所管課
4 交通結節点周辺の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 接道部を中心に全体として緑の量（緑地面積、樹木本数）の増加を推進する ○ 空港・港など、本市の顔となる広域交通拠点をはじめとした交通結節点において、樹木や花による緑化を積極的に行う。 (対象施設) 新潟空港、鉄道駅 など 		公園水辺課 土木総務課 観光政策課
5 農村・都市交流拠点施設の整備※再掲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業者・消費者にとって新潟ブランドの発信と学習ファームとしての役割を持った施設を整備する。 (事業内容) ① (仮称) 食と花のいいがた交流センター整備事業【中央区】 ② (仮称) アグリパーク・国際農業研究センター整備事業【南区】 		農村・都市交流施設整備課
6 歴史・文化遺産の継承と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ みなとまち新潟を象徴する歴史的建物の整備を行い、交流拠点を創出する。 (事業名) 旧小澤家住宅整備活用事業（庭園整備含む） 		歴史文化課

2) 民有地の緑化

- 緑につつまれた生活環境を形成していくため、緑化の取組みに向けた支援体制を拡充し、緑被面積向上を図ります。
- 住宅地においては、緑地協定区域の指定箇所数を増やすなど、生け垣やベランダなどの緑化を推進します。
- 商業業務地では、公開空地の緑化を進めると共に、屋上や壁面などの緑化を推進します。
- 工業地においても、継続して緑化指導に努めます。

① 緑化の指導・誘導

【既存の制度】

施策名	施策の概要	現況	摘要
1 緑地協定（緑地協定区域）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区住民の発意によって緑の街並みをつくるため、住宅敷地内の生け垣やフラワーボット設置などの緑化や樹木の保全に関するルールを住民間の合意により締結する住民相互の協定づくり。「都市緑地法」に基づく。 ○ 協定に基づく緑化に対して、市から費用の一部を補助する。 (指定要件) 緑化可能面積250㎡かつ区域の総面積5,000㎡以上、または緑化可能延長が100m以上の区域 (指定期間) 5年以上30年未満 (指定実績) 7地区、107.9ha（もえぎ野地区、新崎駅南地区、赤塚駅前地区、河渡・浜谷町地区、はなみずき地区、小針川原地区、小新梅田地区） 	整備実績/ 7地区、107.9ha	公園水辺課 市街地整備課
2 景観計画区域内における行為の届出制度（特別区域）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「景観法」、「新潟市景観計画」、「新潟市景観条例」に基づき、景観計画区域における一定規模以上の建築物等の新築、増築、改築等に対して義務付けられる届出制度。 ○ 景観形成基準（行為制限）に沿って、市長は植栽、緑化を含めた配慮事項について指導・助言を行う。 ○ (届出の対象) ・ 高さが15mを超え、又は延べ面積が1,000㎡を超える建築物の新築、増築、改築又は移転 ・ 高さが15mを超え、又は延べ面積が1,000㎡を超える建築物の外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の1/2を超えるもの ・ 地盤面からの高さが15mを超える工作物の新設、増築、改築又は移転 ・ 地盤面からの高さが15mを超える工作物の外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の1/2を超えるもの ・ 建築物の建築を目的とした宅地造成等における法面の高さが6mを超える土地の形質の変更 ○ 景観計画区域の中で、その地域の特性に応じた景観形成を進める必要がある区域を「特別区域」として指定し、特性に応じた景観形成基準等を定める。 ➢ 二葉町1丁目1区地区、信濃川本川大橋下流沿岸地区 	計画区域の指定/ 市全域 特別区域指定実績/ 2地区、137.1ha	住環境政策課 公園水辺課
3 地区計画制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区の特性に応じたまちづくりを進めるため、地区の区画道路や公園の配置計画、建築物の用途や高さなどについて、地区内の関係者と話し合いの中からルールづくりを行う都市計画です。 (定めることができるルール) 公園・緑地・道路等の配置、規模。建物等の用途、容積率、建ぺい率、垣・さくの構造等。 (指定実績) 52箇所、703.5ha 	整備実績/ 52箇所、703.5ha	都市計画課 建築行政課 公園水辺課

施策名	施策の概要	現況	摘要
4 総合設計制度 ※再掲	○ 敷地内に一定以上の空地を有し、かつ、その敷地面積の規模が一定以上である建築物で、市街地の環境の整備改善に資する良好な建築計画を有する建築物に対して、容積率制限や高さ制限、斜線制限などが緩和される制度。 この制度により、敷地内に歩行者などが自由に通行・利用できるオープンスペース（公開空地）が設けられる。 (公開空地の緑化基準) 原則として公開空地の30%	主な実績/14箇所	建築行政課
5 新潟市まちなか環境形成促進助成事業 ※再掲	○ まちなか環境の向上とまちなかのリニューアルを促進し、歩いて楽しいにぎわいのある街を実現するために、ユニバーサルデザインに配慮し、周辺環境や景観と調和した建築物や公開空地等を整備する事業で、一定の基準を満たすものに対し、その経費の一部を助成する制度 (助成内容) ・以下の項目に要した費用の2分の1以内で、予算の範囲内において助成 ① 設計費に要する費用 ② 空地等の整備に要する費用	主な実績/1箇所	市街地整備課
6 優良建築物等整備事業	○ 土地の合理的利用の誘導を図りつつ、優良建築物の整備の促進を図ることにより、まちの環境の整備、まちの中における住宅の供給などを促進する制度。 ○ 緑地広場整備について補助がある。 (事業要件) 地区面積1,000㎡以上で一定規模以上の空地を確保、地上3階以上で耐火建築物又は準耐火建築物であること、2人以上の地権者の共同事業であること、建築協定・地区計画等に基づき良好な景観の形成に配慮したものであること。 (補助内容) 調査設計計画費、土地整備費、空地等整備費（通路、駐車施設、児童遊園、緑地広場）など		市街地整備課
7 環境共生住宅の建設推進制度	○ 健康性、快適性、安全性に優れた高い水準の居住環境を確保しつつ、水環境や廃棄物のリサイクル、自然エネルギーの活用を含めたエネルギーの効率的活用、地域特性に即した工法など環境負荷を著しく低減するための創意工夫を施した住宅の建設を推進する制度。 ○ 緑化施設についての補助・融資がある。 (主な事業) ・環境共生住宅市街地モデル事業：集団的に建設される住宅団地（概ね50戸以上） ・環境低負荷型建築物（エコケアビル）整備事業（延べ面積20,000㎡以上）		住環境政策課
8 開発許可制度	○ 「都市計画法」に基づき、一定規模以上の開発行為に対し市長の許可を得ることが義務づけられており、「新潟市開発指導要綱」に沿って協議により指導を行っている。 (許可の対象) 開発区域面積が、都市計画区域にあっては1,000㎡以上（非線引きでは3,000㎡以上）、都市計画区域外の区域にあっては1ha以上 など (公園等の設置) 公園、緑地及び広場（以下「公園等」という。）は、災害時における避難地及び防火帯として有効に機能するよう配置されなければならない。 (公園等の面積等) 開発者は、開発区域の面積が3,000㎡以上の開発行為の場合には、当該面積の3パーセント以上の公園等を設けるものとする。ただし、第3条第2号に規定する開発行為については、この限りでない。 開発者は、主として中高層建築物を予定した開発行為を行う場合には、緑化に努めるものとする。 (公園等の位置及び形状) 開発者は、設置する公園等の位置及び形状について、市長と協議するものとする。		市街地整備課 公園水辺課

施策名	施策の概要	現況	摘要
9 工場立地法	○ 一定規模以上の工場、事業所の新設などに対して義務づけられる、敷地内緑化などに関する届出制度。 (届出対象) 敷地面積9,000㎡又は建築面積30,000㎡以上 (緑地及び環境施設設置基準) 25%以上（ただし、敷地周辺に15%以上配置）うち緑地20%以上。残り5%は緑地又は緑地以外の環境施設		商工労働課 公園水辺課

【新規制度の検討】

施策名	施策の概要	現況	摘要
10 緑化地域制度	○ 緑が不足しているまちなどにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。 ○ 「都市緑地法」に基づき、都市計画法の地域地区として市が計画決定。 (指定要件) 用途地域が指定されていく区域内で、良好な都市環境の形成に必要な緑地は不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域 (対象) 敷地面積が原則1,000㎡以上の建築物の新築又は増築 (義務づけ内容) 建築物の緑化率を原則として都市計画に定める緑化率の最低限度※以上とする。 ※敷地面積の25%または（1-建ぺい率-10%）のうち小さい値		公園水辺課
11 緑化施設整備計画認定制度	○ 民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市町村長が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができるもの。「都市緑地法」に基づく。 (認定対象となる緑化施設) ・対象地区：「緑化地域」及び「緑の基本計画」に定められた緑化重点地区。 ・対象建築物：民間、公共を問わず全て ・敷地面積：緑化重点地区内では1,000㎡以上、緑化地域内及び地区計画等緑化率条例により制限を受ける区域内では300㎡以上 ・緑化面積の敷地面積に対する割合は20% (緑化施設整備計画) 事業者が緑化施設整備計画を作成し、市長の認定を受ける必要有り (補助等) 固定資産税の特例措置		公園水辺課

② 緑化の補助・助成

【既存の制度】

施策名	施策の概要	現況	摘要
1 緑地協定補助	○ 緑地協定区域の緑化に対して費用の一部の補助。 (指定要件等) ※別項参照 (補助対象) 緑地協定地区内の土地所有者および借地権者 (補助内容) 樹木の無料配布	実績/ 平成18年度28戸 平成19年度31戸	公園水辺課
2 生垣設置奨励助成	○ 緑化推進と安全な住宅地をめざし生垣づくりを奨励するため、生垣設置及びそれに伴う既存ブロック塀撤去に係る経費の一部を助成 (助成対象) (補助額) 生垣設置、ブロック塀などの撤去それぞれ延長1mあたり3,000円以内、1件あたり90,000円	実績/ 交付件数：56件 生垣設置延長： 779m (平成19年度)	公園水辺課
3 街なみ環境整備事業	○ 地区住民が協議し、まちづくりの基本的な考え方である「まちづくり協定」を締結し、協定に基づき行われる、住宅の建て替えや改修、板塀、生垣の整備に対し補助する。 (以下、街なみ環境整備事業における生垣の整備についての制度概要のみ記載) (補助対象事業) 生垣の設置（ブロック塀等の撤去費用を含む。） (補助額) 1m当たり10,000円を補助対象経費限度額とし、その3分の2以内の額を補助 (補助の対象等) 道路に面する部分を対象とし、設置する生垣の延長の合計が3m以上のもの。	1地区 (南区新飯田地区) 民間助成（修景） 13件 (内、生垣整備1件) ポケットパーク整備 1ヶ所	住環境政策課

3) 緑化推進体制

- 市民と協力して緑のまちづくりを進めるため、公共の事業への意見の反映の機会をつくるとともに、市民が中心となって取り組む活動への支援、団体の育成など、市民参加のしくみの強化を図っていきます。
- 市民主体の緑のまちづくりを支援する体制の拡充を図ります。

① 市民参加型緑化事業

施策名	施策の概要	現況	摘要
1 緑化活動推進事業	○ 花と緑の普及推進事業、花絵プロジェクト、ウエルカムフラワー、フラワーロード、萬代橋チューリップフェスティバル、緑化の集い街なみ環境整備事業、新潟市まちなか環境形成促進事業助成金 (事業内容) ① 市民とのみどり花のまちづくり【東区・中央区】 ② 市民記念植樹事業	市民記念植樹事業 平成19年度 30本（舞平公園）	公園水辺課

② 市民参加のしくみづくり

施策名	施策の概要	現況	摘要
1 公園愛護会	○ 地域住民による身近な公園の管理の一部を行う活動団体。活動に際して、市から奨励金を援助する。 (活動団体数) 770団体 (主な活動内容) 公園の除草・清掃、公園施設の点検、公園の花壇の手入れ、灌水、利用者に対する注意・指導など (公園愛護協力費) 公園の規模に応じて、消耗品の購入や必要な経費として、年1回協力費が支給される	実施団体/ 770団体	公園水辺課
2 レッツ・アダプト・ア・パーク！新潟市（公園の里親制度）	○ 公共施設である道路や公園・緑地の一定区域を養子に見立て、住民や企業が「里親」になり、引き受けた区域で、清掃や植栽の管理を担ってもらうという、新しい発想のボランティア活動。 ○ 里親になる団体や企業の特性に応じ2つのサブプログラムがある。 ③ WAZA! アダプト・プログラム：専門的技術を生かした活動 ④ MIDORI! アダプト・プログラム：小中学生の総合学習又は特別活動 (主な活動内容) 清掃、花壇の手入れ、樹木の剪定・枝打ち、下草刈り・除草 (市の支援内容) 用具の貸与、ごみの収集、ボランティア保険の加入、各種情報提供 (実績) WAZA! アダプト・プログラム：13団体 MIDORI! アダプト・プログラム：8団体	WAZA! アダプト・プログラム 13団体 MIDORI! アダプト・プログラム 10団体	公園水辺課
3 うるおいのある美しいまちづくり（道路アダプト・プログラム）	○ 市民と市が協働して道路の美化活動を行うことにより、うるおいのある美しいまちづくりを実現することを目的としたアダプト・プログラム。	13団体 (平成19年度)	土木総務課
4 まちづくり推進助成制度等の充実	○ 市民の創意と工夫を活かした地域のまちづくり活動への支援を強化する。		まちづくり推進課 市街地整備課
5 花育推進事業	○ 日本有数の花の産地である「食と花の政令市にいがた」において、市民の誰もが「花や緑」を育み、楽しむ取組みを行い、心身の健康づくり、花のある暮らしづくり、大好きなふるさとづくりを推進する。		農村・都市交流施設整備課

③ 支援体制

	施策名	施策の概要	現況	摘要
1	(財)新潟市開発公社	○ 民有地の緑化推進と公有地の緑化及び保全に関する市民活動を総合的に支援する組織。緑化推進室が主に担当。 (事業内容) 花で飾る町並み助成、イベント助成、ガーデニング講座、アメンロ防除、民有地防除		公園水辺課
2	新潟市緑化審議会	○ 新潟市の緑地保全や緑花推進に関する事項について、審議する組織。	開催状況/ 1回(1年)	公園水辺課

④ 緑化に関する指導・協議

	施策名	施策の概要	現況	摘要
1	公共施設の緑化に関する指導・助言(ガイドライン)	○ 公共施設の整備において、適切な緑地の保全、緑化の推進を図るための協議をシステム化する。 (新規制度の検討) ① 公共施設緑化ガイドライン策定		公園水辺課
2	まちの整備に係る緑化計画作成指導	○ 土地区画整理事業、市街地再開発事業、その他大規模開発における緑化計画作成の指導を行う。		公園水辺課 市街地整備課

4) 緑の管理・育成

- 緑あふれるまちづくりを推進するため、市民と行政が協働で行う緑化事業や、市民参加のきっかけとなる事業を展開していきます。
- 多様な管理活動が、円滑にかつ望ましい形で推進されるよう、緑化計画の作成や緑の調査を進めていきます。

緑の調査研究

	施策名	施策の概要	現況	摘要
1	緑の実態調査	○ 緑の現況量(緑被率など)、各種地域資源など、必要に応じ調査を行う。 (主な調査事項) 緑被率、街路樹延長、公園面積、公共施設の緑化面積		公園水辺課
2	緑化及び緑の管理技術の研究開発	○ 新潟市の環境やまちの特性に適した緑化、効果的・効率的な管理を行う技術手法の研究を行う。		公園水辺課

緑のリサイクル

	施策名	施策の概要	現況	摘要
1	グリーンリサイクル事業の推進	○ 市民、企業等が所有する新潟市内の樹木が不要となる場合、市が公共用地に移植することで、緑豊かなまちなみの形成と市内の緑の保全を図る。		公園水辺課

③ 管理体制の構築・管理費用の節減

	施策名	施策の概要	現況	摘要
1	緑の管理計画の策定	○ 長期的な視点にたった緑の管理の基本的なあり方や方向性の明確化、整備の進展に対応した緑の管理計画を策定する。(公園長寿命化計画)		公園水辺課

5) 緑の教育

- 将来の緑のまちづくりの担い手である子供たちや、地域のリーダーを育成するため、学校教育や各種施設における緑の教育・啓発活動を行います。

① 学校教育による取り組み

	施策名	施策の概要	現況	摘要
1	緑に関する教材の作成	○ 学校教育における緑の教育への取り組みを促すため、緑に関する各種教材を作成、提供する。 (実績) ※いずれも(財)都市開発公社緑化推進室作成 ① 「発見してみよう!体験してみよう!緑となかよし」 ② 「あなたを守り、地球を守る花の魅力 緑の力」 ③ 「みんなでふやそう身近な花・木 緑大好き」		新潟市開発公社 園芸センター
2	緑に関する学習の推進	○ 環境に対する豊かな感受性と環境問題に対する的確な判断力及び行動力を育成するために、小・中学校での環境教育を一層推進する。 (事業内容) ① 豊かな自然環境(水辺)の保全と活用事業【北区】 ② サマーキャンプin海辺の森【北区】		環境対策課 生涯学習課
3	学校の緑化	○ 学校内の緑化において、周辺地域に配慮しつつ、緑の教育において活用できる植栽及び関係施設の整備を推進する。		公園水辺課 教育委員会施設課
4	花育推進事業 ※再掲	○ 日本有数の花の産地である「食と花の政令市にいがた」において、市民の誰もが「花や緑」を育み、楽しむ取り組みを行い、心身の健康づくり、花のある暮らしづくり、大好きなふるさとづくりを推進する。		農村・都市交流施設整備課

② 市民全般を対象とした取組み

施策名	施策の概要	現況	摘要
1 緑の学習機能の拡充	○ 植物園などの野外学習機能を備えた施設において、一般来園者への緑の学習、あるいは学校や各種団体が行う学習活動に対応できるプログラムや体制、施設機能の拡充を図る。 (対象施設) ※市管理以外施設を含む ビュー福島潟、天寿園、県立植物園		県 公園水辺課 新潟市開発公社
2 講習会等の開催	○ 樹木の生態や管理、ガーデニングに関する知識・技術など、市民のニーズに対応した講習会や教室を開催する。 (実績) ・みどりの日記念緑化の集い (寄せ植えプランター体験など) [みどりの日] ・中国庭園天寿園・秋の緑花のつどい (市民緑化講演会など) [体育の日] ① 環境スクールの開催【西区】 ② 園芸センター各種講習・展示会の開催及び園芸相談の実施	【環境スクールの開催】 5回/年 講習会/35回 展示会/15回 園芸相談/7,107件 来園者数/50,298人	公園水辺課 新潟市開発公社 園芸センター
3 地球温暖化対策推進事業 ※再掲	○ 市民、事業者とともに温暖化対策実行計画を推進し、温暖化の主な原因とされるCO ₂ の削減に努めます。 ○ 大学、市民団体、事業者などと連携して、環境問題に関する学習機会を充実させます。		環境対策課

6) 緑のコミュニケーション・PR活動

- 市民の緑化に関する関心や意欲などを高めていくため、各種のコンクールや顕彰制度の充実とPRを図ります。
- 緑の役割や重要性、各種緑化に係る施策などについて市民に広く理解してもらうため、パンフレットの配布、イベントの開催、メディアの利用など、緑のまちづくりのPRを推進します。

① 顕彰制度

施策名	施策の概要	現況	摘要
1 各種表彰制度	○ 現在実施されている各種コンクールやコンテストなどの継続および内容を充実させる。 (主な活動) ① 「わが家の緑花コンクール」 ② 「緑化ポスターコンテスト」	実施実績/ イベント数2件/年	公園水辺課 新潟市開発公社

② 広報活動

施策名	施策の概要	現況	摘要
1 パンフレット等の発行	○ 公園マップや園芸情報、緑のイベントなどに加え、緑化に関する技術基準などを発信するパンフレットを発行する。 (主な実績) 新潟市園芸センターパンフレット、わが家の緑花コンクール		公園水辺課 新潟市開発公社
2 「市報にいがた」での定期発信	○ 園芸についてのアドバイス欄の設置	毎月第2・4週に「家庭園芸」を連載	広報課
3 緑化イベントの開催及び参加	○ 都市緑化月間などにおける各種行事の企画・運営のほか、国・県等の主催するイベントへの出展参加を行う。 (主なイベント) ① 市民記念植樹、萬代橋チューリップフェスティバル、みどりの日記念緑化の集い、中国庭園天寿園・秋の緑花のつどい ② 都市緑化月間、都市緑化フェアなど ③ その他、市管理施設主催のイベント ④ 県立植物園等、国・県主催のイベント など	実績/ 市民記念植樹 30本(平成19年度)	園芸センター 公園水辺課 新潟市開発公社
4 大規模イベントにおけるPR	○ 国体や国際学会など、市内で開催される大規模かつ広域的なイベントにおける緑のPRを行う。 (主な取組み) 公園・緑地のPR資料作成(英語版など)、会場周辺の緑化整備		公園水辺課
5 ホームページによる情報発信	○ インターネットを利用した緑に関する情報の一元的な発信及び収集を行う。 (実績) ① 市のホームページ ② (財) 都市開発公社のホームページ ③ 各施設の専用ページ		公園水辺課 新潟市都市開発公社
6 新潟の魅力の発信	○ 「食と花のにいがた」の都市イメージ確立と国内外での知名度向上を図るため、食と花の国際フォーラムの開催などにより、優れた食と花に係る情報や提言を国内外に発信する。 (事業名) ① 食と花の世界フォーラム ② 新潟の食と花PR事業 ③ 信濃川・阿賀野川食の魅力発信事業 ④ ナント国際フロラリー出展 ⑤ 水と土の芸術祭 ⑥ 立体花壇世界博出展事業		食と花の推進課 水産林務課 国際課 交流推進課 公園水辺課

◆緑地の分類について

